

共同研究・セミナー

日本学術振興会 日仏交流促進事業(SAKURAプログラム) 平成22年度(2010年度)分募集要項

平成21年6月
独立行政法人日本学術振興会

目次

1. [趣旨](#)
2. [対象分野](#)
3. [申請資格](#)
4. [要件](#)
5. [本会支給経費](#)
6. [採用予定件数](#)
7. [申請手続](#)
8. [申請に際しての留意事項](#)
9. [審査基準](#)
10. [選考及び結果の通知](#)
11. [採用決定後の手続](#)
12. [研究代表者の所属機関及び本人の義務](#)
13. [不正使用等に対する措置](#)
14. [個人情報取扱い等](#)
15. [その他](#)
16. [連絡先](#)

申請内容ファイル(WORD)
ダウンロード

* 申請書は、<申請書情報>と<申請内容>に分かれて構成されています。<申請書情報>の部分については、電子申請システムの画面上で入力してください。

<申請内容>の部分はWord形式のファイルに入力して送信しますので、あらかじめ申請内容ファイル様式をダウンロードして入力してください。

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、フランス外務省と学術の国際協力に関する合意に基づく事業を行っています。

本事業は、日仏両国の若手研究者が新たに国際共同研究を開始する能力を養うこと及び人的ネットワークを形成することを目指しており、我が国の研究者がフランス側研究者と協力して行う共同研究の実施に要する経費を支援するものです。

なお、本会とフランス国立情報学自動制御研究所(INRIA)との合意に基づき、フランス側申請者がINRIAに所

属する研究者の場合、フランス側の経費はフランス外務省ではなくINRIAより支援されます。(当該共同研究を「日仏交流促進事業 (AYAME Juniorプログラム)」といいます。)

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。なお、詳細は「7. 申請手続」を参照して下さい。

[目次に戻る](#)

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

[目次に戻る](#)

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属し、画期的、革新的な国際共同研究を開始しようとする常勤の研究者又は常勤として位置づけられている若手研究者(年齢による制限はありません。)

常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。

大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校

国公立試験研究機関等

学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
民間研究機関

～ については「機関コード一覧」(<http://www-shinsei.jps.go.jp/kikan-a/>)に掲載されている機関に限る。

[目次に戻る](#)

4. 要件

区分	要件
我が国の参加者	我が国の大学等学術研究機関(大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国公立試験研究機関等、学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人または民間研究機関等)において研究に従事している者(当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む。年齢による制限はない。)
期間	2年以内
実施時期	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始されるもの。
その他	原則として、第三国への出張は認めない。(国際会議での当事業の研究成果の発表又はフィールドワーク等の場合を除く。)

注意事項:

申請は一人一件限りとします。

現在本事業により支援を受けており、期間の延長を希望する場合は、申請書中に延長申請である旨明記し、新規の申請と同様の手続きにより、日仏双方で申請書を提出して下さい。ただし、当該延長申請は一度までとし、延長期間は1年までとします。また、本事業により3年以上の支援を受けた者については、新たに本事業に申請することはできません。

[目次に戻る](#)

5. 本会支給経費

課題の実施に要する業務については、研究代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

本会は、我が国の研究者に係る次の経費を支給します。(フランスの研究者に係る経費はフランス外務省が支給し、AYAME Juniorの場合はINRIAが支給します。)

1件につき各年度あたり100万円以内。かつ、全研究期間に対して総額200万円以内。

外国旅費:共同研究目的地までの航空運賃、滞在費等。なお、出張期間は原則として1か月以内とします。

国内旅費:我が国の研究者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張にかかる経費。

研究費:消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費など。

(参考) フランス側での支給経費

1件各年度あたり6,000ユーロ以内。支給対象はフランスの研究者に係る外国旅費のみ。

[目次に戻る](#)

6. 採用予定件数

共同研究 10～17件

(実際の採用件数は、本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況等により上記の採用予定件数と異なることがあります。)

[目次に戻る](#)

7. 申請手続

電子申請システム

申請は、ホームページ上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(http://www-shinsei.jps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者用IDを取得している場合、あらためて所属機関に対してID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

申請情報入力時の注意

審査を実施する分野については、分科細目に対応する8領域のいずれかに区分されます。ただし、「総合領域」「複合新領域」に当たる細目(電子申請システムの案内ページ上「分科細目コード表」<http://www-shinsei.jps.go.jp/bunkasaimoku-b/>参照)を選択した場合は、審査を希望する領域として、そのいずれかを選んで下さい。

申請締切日

平成21年9月9日(水)

(申請者の所属機関ごとに機関内での締切日が異なりますので注意して下さい。)

[目次に戻る](#)

8. 申請に際しての留意事項

フランスの研究者も、フランス側対応機関に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので注意して下さい。(フランス側の申請に係る連絡先については「16. 連絡先」を参照して下さい。)

本会の「先端研究拠点事業」、「アジア研究教育拠点事業」、「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「拠点大学交流事業」、「日中韓フォーサイト事業」、「若手研究者国際・トレーニング・プログラム(ITP)」、「日独共同大学院プログラム」において、コーディネーター・研究代表者・主担当教員・開催責任者となっている者(となる見込みの者)は、本事業の研究代表者となることができません。

本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことのある

研究代表者は、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合はそれを明確にした上で申請してください。

[目次に戻る](#)

9. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- 学術的価値が高いこと。
- 初期の目的を達成できる研究体制、運営方法であること。
- ポスドク、博士課程学生を含む若手研究者が積極的に参加していること。
- 画期性、革新性が高いこと。
- 知識と専門技術の相互移転が見込まれること。

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- 研究の発展に資する人的交流が期間中に行われること。(外国旅費・国内旅費の合計が経費総額の50%以上であることが望ましい。)
- 経費の額と用途が適切であること。
- 人文・社会科学分野と自然科学分野の間において学際的協力関係が見込まれること。

[目次に戻る](#)

10. 選考及び結果の通知

[本会国際事業委員会書面審査員](#)による書面審査、及び[同委員会](#)による合議審査に基づき、本会採用候補者を決定した後、対応機関との協議の上、採用 / 不採用を決定し、その結果を平成22年1月頃に所属機関長に通知します。

不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。

- 不採用A (不採用の中で上位)
- 不採用B (不採用の中で中位)
- 不採用C (不採用の中で下位)

採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

[目次に戻る](#)

11. 採用決定後の手続

研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。
本会は、実施計画書に基づき支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

[目次に戻る](#)

12. 研究代表者の所属機関及び本人の義務

研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理および執行を行うこと。

研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。

共同研究の研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

[目次に戻る](#)

13. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「[競争的資金等の適正な使用等について](#)」)をご参照ください。

[目次に戻る](#)

14. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会日仏交流促進事業の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された共同研究については、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名及び報告書等が本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

[目次に戻る](#)

15. その他

本会は、共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

共同研究の研究成果の権利の帰属については、両国の研究代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。

本会は、軍事目的の研究を支援しません。

[目次に戻る](#)

16. 連絡先

事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部研究協力第一課「日仏交流促進事業」担当

電話: 03-3263-1983/1932(受付時間: 祝日を除く月～金9:30～17:30)

FAX: 03-3263-1673

電子申請システムの操作に関する問い合わせ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556739(受付時間: 祝日を除く月～金9:30～17:30)

<フランス側申請書提出先>

EGIDE

28 rue de la Grange aux Belles, 75010 Paris

電話 +33 (0)1 40 40 57 51

ファックス +33 (0)1 42 00 70 08

E-mail recherche@egide.asso.fr

URL <http://www.egide.asso.fr/jahia/Jahia/lang/en/accueil/appels/phc/appelphc/sakura>

[目次に戻る](#)

[このページの先頭へ戻る](#)

[\[共同研究・セミナートップページへ\]](#)

[\[JSPSトップページへ\]](#)